

# 福祉法人経営

第45号  
2025年2月  
発行

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会  
社会福祉法人経営者協議会



## 主な内容

部会紹介：障害児福祉部会の状況について	3
物価上昇時代でも利用者が安心できる空間を維持していくために	5
高次脳機能障害者が安心して暮らし続けられるように	5
同一敷地内での建替えができず促進施設の利用へ	7
地域と共に育む、保育所の新たなスタート	9
過去の被災経験を乗り越えて	11
想定外の台風に見舞われて	11
障害者施設の豪雨被災体験で気づいたこと ～福祉施設の災害対応はどうあるべきか～	13
東日本大震災における「奇跡の脱出」を経て	15
災害時における個人情報の取扱いと「受援力」	18

## 巻頭言

### 福祉を取り巻く経営環境の変化

社会福祉法人緑風会 業務執行理事 杉木 康浩



コロナ禍からようやく抜け出せそうかなと思い始めた年明け、能登半島地震があり同年9月には奥能登豪雨と同じ地域に対して災害が続きました。現地の方々のご苦勞は計り知れないものがあります。災害について記憶をたどれば、阪神淡路大地震、新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震、そしてここ10年ほど頻発する豪雨災害と多くのことがありました。備蓄・BCP・訓練など被災への備えはとても重要ですし、東京都でもDWATが整備されてきています。社会福祉法人にとって防災対策は大きな

経営課題の一つです。

さて、社会福祉法人の経営課題というと広範かつ多岐に亘ります。支援を必要としている方たちに福祉サービスを提供する為に「ヒト」「モノ」「カネ」「トキ」「シラセ」をその業種に合わせて選択・調整し、更にその時の福祉制度・社会状況・経済状況といった経営を取り巻く外部環境に適応しながら計画し行動していかなければなりません。制度という点からすれば社会福祉基礎構造改革（H12）、介護保険制度開始（H12）、社会福祉法人制度改革（H28・H29）などは極めて大きな経営環境の変化と云えます。その背景にある社会状況ならば少子高齢社会、人口減少社会、地域コミュニティの変容、独居高齢者の増加等々といった項目が挙げられ、経済状況ならば国際関係を起因とするエネルギー価格・食料価格の高騰、生産労働人口の減少による人手不足、働き方改革による輸送コストの上昇、人手不足や最低賃金の上昇による賃金水準の上昇等々といった項目が挙げられ、どれも社会福祉法人経営にとって大きな経営環境の変化と云えます。

東京都社会福祉協議会には多くの業種別部会があり、地域福祉推進委員会、施設別連絡会、社会福祉法人経営者協議会などの場で、他の業種別部会の方々の報告を聞いたり情報交換をしたりしています。それぞれは業種、施設類型、地域（区部・支部、商業地域・住宅街等々）、事業規模が異なるものの、いろいろな経営課題について意見を述べ合い、福祉制度、社会状況、経済状況について多角的な視点で議論されています。また社会福祉法人経営者協議会の調査研究委員会、研修委員会、広報委員会の活動を通じて、社会福祉法人経営の共通の経営課題について情報をお届けしています。

## ・人材確保・育成・定着

福祉人材確保・育成・定着は各業種にとって喫緊の経営課題であり、事業継続や法人の存続とといったことにも関わる重要課題です。背景にある少子高齢社会、人口減少社会、生産労働人口の減少、社会保障制度の基盤・前提となる経済活動等々があり、今後深刻化するのではと懸念されています。行政による処遇改善策が講じられているとは云え、それは他産業と伍するのに十分なものでしょうか。政府は「デフレ脱却」の為に「賃金上昇と物価上昇の好循環」という政策を掲げ、最低賃金1,500円を目標にしています。求人条件・人件費への影響は避けられないでしょう。

## ・物価高騰

コロナ禍の中、国際関係の変化によりエネルギー価格・食料価格が高騰しました。エネルギー・食料の多くを輸入に依存しているわが国では原材料費・製造コストにすぐ影響し、働き方改革による輸送コストの変動もあり、あらゆるものの価格が上昇しています。行政は助成金等で対応しているもののインフレーション傾向を歓迎しているので、福祉経営での収益の在り方からすると大きな負担となります。

## ・施設の建替え

先の二つのテーマで取り上げた人件費、原材料価格、輸送コストなどの影響で建築費が高騰しています。昭和50年代以降に建築した鉄筋コンクリート造の建物は建替えを検討する時期を迎えています。建築単価高騰の為に建築についての入札不調や計画断念などがあったことを耳にします。そもそも施設の建替えはその方法について難しい問題があるのですが、重ねて建築費高騰の傾向が今後も続くのであれば更に難しさが増すものと考えられます。

以上、社会福祉法人を取り巻く経営環境は激しく変化しており、社会福祉法人で意思決定をする経営者の方は困惑し苦悩しているのではないのでしょうか。ぜひ東京都社会福祉協議会及び社会福祉法人経営者協議会の活動に参加していただき、経営環境に関する情報を共有し、経営課題解決の議論に加わっていただきたいと思います。今、社会福祉法人は地域の公益的な取り組みを行うことを求められ、地域共生社会での中心的な役割を担うことを求められています。私共の社会福祉法人経営者協議会の活動が、皆さんの福祉施設運営、福祉サービス提供、地域社会への貢献の一助となれば幸いです。

## 障害児福祉部会の状況について



社会福祉法人 天童会 法人事務局長  
障害児福祉部会 部会長 栗田 昌宗

### 1 障害児福祉部会の概要

障害児福祉部会は、都内にある重症心身障害児（者）施設（以下重心施設）、及びこれら関連の肢体不自由施設、通所施設等、全14施設で構成される部会で、平成13年4月、東社協児童部会身障分科会から独立しました。部会の入所施設は医療法に基づく病院機能と、児童福祉法、障害者総合支援法に基づく福祉機能の二つの機能を持ち、重症心身障害児（者）、および肢体不自由等の福祉向上を目的に事業を行っています。

### 2 重心施設の成り立ち

部会に所属している入所の重心施設に病院と福祉の機能が備わっていること、ならびに重症児者について正確な状況が社会にあまり伝わっていないことから、改めて施設誕生の経緯を記載いたします。

重心施設に入所する重症心身障害児（者）（以下、重症児）は、重度の肢体不自由と重度の知的障害を併せ持つ重複障害の方々を指します。戦後、戦争孤児や母子家庭の児童、困窮する子供の保護、救済を目的に昭和22年児童福祉法が制定されました。その後、福祉を巡る法制度が徐々に整備されるにつれて身体障害児は肢体不自由児施設に、知的障害児は精神薄弱児施設（現・知的障害児施設）に入所できるようになりました。ところが、前述の児童福祉法第1条によれば、全ての児童が生活を保障され、福祉を等しく受けられるはずが、重複障害を持つ重症児だけは法定外の存在としてどちらの施設にも入所が叶わないまま放置され、重症児を抱える家庭では離婚や心中などの悲劇が後を絶ちませんでした。

昭和30年代に入り、重症児の置かれた状況を解決するために、現在の重心施設の先駆けとなる3施設が民間有志の手でスタートすることになります。民間側の働きかけが効を奏し、昭和36年には、重症児に対するわが国初の政府補助金が、日本赤十字社出身の医師である小林提樹氏が中心となって設立した島田療育園（現・島田療育センター）に交付されました。当時、重症児に関する法律がなかったため、同園開業は病院開設許可を受けてのものでした。これに昭和38年「この子らを世の光に」という社会福祉思想を掲げる糸賀一雄氏が設立したびわこ学園、昭和39年の秋津療育園と続きます。

こうして産声をあげた重症児事業でしたが、当時は重症児の概念が法的に認められていない段階だったので、不治の病として一生涯退所の叶わぬ重症児の実情であるにも拘わらず、医療法の規定から生涯入院に疑問を呈されたり、児童福祉法の関係から18歳以上の利用者の退所を迫られるなど、数々の新たな問題も浮上してきました。

これらは関係者の努力によって徐々に克服されることとなりますが、重症児を公的に福祉の対象として初めて認めた昭和38年の厚生省事務次官通達を経て、昭和42年の児童福祉法改正により「重症

心身障害児」が定義されました。重心施設が医療法上の病院であると同時に、児童福祉法上の施設となり、18歳以上になっても入所が可能となる付帯決議がされました。以降、重症児に関する法律が整備されていき、重心施設が児童・者一貫施設として定着し、児者分離を原則とする平成24年の障害者総合支援法の改正に際しても、児童福祉法上の医療型障害児入所施設（18歳未満対象）と障害者総合支援法上の療養介護事業（18歳以上対象）の一体運営が法的に認められ、現在に至ります。

### 3 部会に所属する施設の状況について

医療法、福祉関連法の下で運営されている重心施設は、医師、看護師、訓練士、薬剤師等、検査技師、保育士、介護福祉士、心理士等、多業種で構成されています。入所者は小児から高齢層に至る幅広い方々で、意思表示や話すことが難しく、体力の低下により近年は常時医療管理を必要とする超重症児・準超重症児の割合が非常に増えています。入所者にとって施設は一生をほぼ過ごすことになるため、病院であると同時に生活する場となります。一般の方が見学に来られると、その多くは医療と福祉の両機能を持つ重心施設の特徴に驚かれます。特に近年は医療面の充実によって入所者の寿命が飛躍的に伸び、高齢者の割合が著増しており、施設発足当初は想定されていなかった高齢化対策が益々重要になっています。

### 4 「療育」とは

重心施設では「療育」という言葉が使われます。「療育」とは、医療の「療」と保育・教育の「育」が融合されたものと言われ、個々に異なる利用者の実状に合わせて、生命を守る「医療」、発達を促す「育」、安心した生活を保障する「福祉」を提供します。部会に所属している施設はそれぞれの特徴を活かしつつ、時代と共に進化しながら重症児「療育」全般の向上を目指しています。

### 5 在宅支援について

入所施設としてスタートした重心施設は、平成24年に重症心身障害児者通園事業がスタートし、短期入所事業、生活介護事業の在宅支援も行っています。近年では、医療技術の発達により人工呼吸器などの医療機器の使用、喀痰吸引、鼻腔栄養などを在宅で行って生活をしている「医療的ケア児」も増えています。

国の地域移行は推進され、在宅支援のニーズは高まっていますが、利用者側の状況が多様化する傾向にあり、ニーズに合った幅広い支援が不可欠であるものの、受入体制が実情に追いついていない状況です。部会としても、重症児の地域生活を支える機能の拡充などニーズにあったサービスの提供に努力していく方針です。

### 6 今後に向けて

社会福祉全般に言えることですが、人手不足は深刻であり、特に重心施設は個々に異なる入所者の状況に医療と福祉の両面からの対処が求められるなど現場は極めて専門性が高くなってきているため、人材確保と離職防止は全施設の最重要課題となっています。重心関係は対象者数が限られるため、社会的に広く実情が知られていませんが、部会としては、「療育」を中心とした重症児支援のスキルなどその特徴をアピールして魅力につなげていきながら、入所支援、在宅支援の両立を図り、社会のニーズに応じていく所存です。

## 物価上昇時代でも利用者が安心できる空間を維持していくために

エネルギー高騰や円安、賃金上昇など複数の要因により、2022年以降、消費者物価指数の上昇傾向が続いており、収束の目途が立っていません。物価高騰は、施設の資材高騰などにも影響を及ぼしており、施設の建替えにおいて入札不調が続くなどの問題を引き起こしています。

今号では、物価上昇時代における建替えについて、東京都の社会福祉施設建替促進施設（以下、建替促進施設）を利用して建替えを進めている、社会福祉法人東京援護協会の山口常務理事および社会福祉法人至誠学舎東京の三上理事長にお話を伺いました。また、自法人内の敷地で建替えを実施した社会福祉法人バタニヤホームの皆様にもお話を伺いました。

### 高次脳機能障害者が安心して暮らし続けられるように

社会福祉法人 東京援護協会  
常務理事 山口 悟

#### 「ヒブディ」で都内全域から親しまれ

当法人は、終戦後の焼け野原だった上野での山口栄次郎による炊き出し事業が始まりとなり、社会福祉事業法の制定に伴い1952年に社会福祉法人格を取得しました。現在は、板橋区、練馬区、目黒区、台東区、町田市という広域で、障害者施設、高齢者施設、更生施設、生活困窮者事業などを運営しています。

現在、建替促進施設を利用している「東京高次脳機能障害者支援ホーム」は1970年に設立されました。「HiBDy.Tokyo（以下、ヒブディ）」の愛称で親しまれている高次脳機能障害者の入所施設です。都内全域からの利用があり、50名定員（自立訓練20名・生活介護30名）です。

#### 公設民営施設として建替促進施設の利用を開始

ヒブディは設立当初、東京都が設置主体である公設民営の重度身体障害者授産施設「練馬更生園」として始まりました。2017年に都立施設改革の下で民営化した際、施設の建替えが条件だったことが、建替えの経緯になります。

その際、建設地が課題となりました。移転前の練馬区西大泉地区での居ながらの建替えを検討しましたが、ツギハギになってしまう、3年の期間を要するなどの問題が噴出しました。当時、東京都には他に良い建替え用施設又は移設地がないか相談しましたが、挙げられた候補はどれも使用が叶わず、その中で建替促進施設の使用に関する打診があり、利用することとなりました。

その後、2021年12月に賃貸借契約を結び、2022年8月から建替促進施設の利用を開始しました。まだ前の法人が利用していた、利用1ヶ月前から促進施設の下見を開始し、2022年8～9月までの1ヶ月間で促進施設の環境整備および施設備品・利用者荷物の運搬を行いました。そして9月に利用者が移り現在に至ります。賃料が月額100万円超と高額であるため、当初は2024年12月までの短期スケジュールで予定していましたが、建設費の高騰による入札条件の見直しで入札が遅れ、建設自体は順調なもの、元の場所に戻るのが1～2ヶ月ほど遅れることになりました。

幸いにも、西大泉の土地は東京都から無償貸与されており、建物も旧都立施設であることから7/8補助となっています。移転前の施設に係る解体費用も全額東京都負担となっています。

## 建替促進施設の環境整備などが必要

一番大変に感じたのは、インターネット関係の整備でした。職員用のシステムやサーバーを使った共有フォルダ用システム、複合機など職員側のシステムだけでなく、スマホやインターネットを利用される利用者用のネット環境も整えました。また、トイレ周りの整備やベッドも事前準備が必要でした。96居室の約半分に相当する50床ものベッドが予め備え付けてあったことは幸いでしたが、反面、ベッドが当初は3階に置いてあったため、3階から2階に降ろす作業が発生しました。

また、鍵の問題もありました。番号入力ボタン式や電子錠などがあり、すべて番号が違うため、それを職員に通知する段階で1～2日ほど混乱が生じました。

## 建替促進施設の利点

建替促進施設を利用して良かったと感じることはいくつかあります。

まず、建物の機能の良さです。仮設の建物よりも施設が堅牢で、広い快適に活動できています。また、利用者の入退館を事務所で確認できる仕組みもあります。利用者が移動可能な範囲を職員が確認してから外出してもらうため、施設の機能が当施設の利用者特性に合っています。

2点目に、今までとは異なった建物のシステムを経験できたことです。それにより、新しい建物を設計する際に今までならば考慮しなかった視点から建物を捉えて意見を言うことができている。移転前の施設は築年数が長かったこともあり、前時代的な建物の機能しかなかったため、建替促進施設に備えられた新しい機能を実体験から知ることができたのも利点といえます。

3点目に、保守契約等を東京都が担ってくれることです。エレベーター点検や消防点検、電気点検等の契約や日程調整は東京都が行なってくれ、当法人は点検日時の連絡を受けるだけなので、余計な作業に時間を取られず、建替えに集中することができました。

4点目に、費用面の軽減があります。建替促進施設は補助金を勘案しなくても2年間で2千数百万円ほどの費用です。入所施設の場合は仮設の建設だけでもそれ以上の費用を要すると推定されるので、費用面の軽減にもつながっています。建替促進施設が都の所有であるため、設備が壊れた際の修理代も故意でない限りは都が負担してくれます。

5点目に、利用者への騒音被害が少ない点が挙げられます。やはり居ながらの建替えだと騒音が発生するため、利用者の快適な生活環境を維持する観点からも、建替促進施設を利用して良かったと考えています。

当法人としては、今回の建替え促進施設を利用できたことは様々なメリットがあったと言えます。上記に挙げた点もそうですが、何より利用者への負担をどれだけ減らしていけるのかという部分においては、この選択で間違いはなかったと考えております。施設によっては通所を抱えている等の地域密接の課題があったり、職員等の関わっているすべての人たちへの一時的な負担もあります。都内での建替えはそれら制限された中で重要な経営課題を考慮しなければならないという上で、一つの選択肢として大いに活用されるものと思っております。



取材時の様子。奥側に東京援護協会職員の皆様、手前側に広報委員の皆様が着座されました。

## 同一敷地内での建替えができず促進施設の利用へ

社会福祉法人 至誠学舎東京  
理事長・統括施設長 三上 義樹

### 少年保護事業から法人を分割して

当法人は1912年創設の法人です。1998年に現在の至誠学舎立川と分割する以前は「至誠学舎」という名称でした。創設者の稲永久一郎が非行少年の保護を事業として始めたところから始まっています。戦後、少年教護法改正により少年保護事業が国の事業になってからは、保育所や養老施設、児童養護施設などの事業を展開してきましたが、従業員規模が1,000名を超えたことで事業を分割し、現在は「至誠学舎東京」と「至誠学舎立川」に分かれて事業をしています。

当法人（至誠学舎東京）は、保育所2園（いずれも定員110名超）と特別養護老人ホームを西東京市で運営しているほか、武蔵野市で養護老人ホーム（定員130名）・特別養護老人ホーム（定員50名）などを運営しています。現在の職員数は正職員・準職員（非正規職員）合わせて約430名です。

### 社会福祉施設建替促進施設の利用に至るまで

社会福祉施設建替促進施設（以下、促進施設）の利用以前、西東京市の新町には、柳橋保育園と特別養護老人ホーム緑寿園、特別養護老人ホームサンメール尚和が同一敷地内に建っており、特別養護老人ホームはいずれも100名定員でした。

そのような状況下で、施設の老朽化対策として2010計画を策定して2010年までの建て替えを目指しました。具体的には、1997年ごろから、施設東側の都有地である都営住宅跡地の購入または借地に対応できないかを模索しました。2001年からは東京都と購入や借地に係る交渉を進めましたが、購入は入札になり非常に難しいとの理由から、借地は事業用定期借地の上限が50年であり事業継続に差し支えるとの理由から、それぞれ断念するに至りました。

しかし、その後も震災や建物の老朽化などの課題が続いたことから、新たに2020計画を策定して、2020年までの建替えを目指しました。建て替えを検討する中、東京都から促進施設の案内があり、過去に促進施設を利用された法人の情報もいただきつつ、利用に至りました。

### 利用までの各種手続き

2019年12月に促進施設の利用申請をして、2020年4月に東京都から建物の貸付決定通知をいただきました。保育園と緑寿園、サンメール尚和は、手が届くぐらいギリギリの距離に建てられていたため、建築基準法上の問題から敷地内の全ての建物を建て替えることになりました。そのような制約下でどうしようかと悩んだ結果、在宅サービスや保育園は別の場所に移すことが容易ではないため、位置替えによる建替方法を選択することになりました。具体的には、サンメール尚和を取り壊して、そこに新たな保育園と在宅サービスの棟を造り、サンメール尚和と緑寿園を統合して160名定員のユニット型特別養護老人ホームにする計画を構想しました。

サンメール尚和を取り壊すに当たっては、サンメール尚和の定員を減らして廃止をすることになりますが、促進施設が120名定員でしたので、統合するためには計200名の定員を100名程度まで落とさなければなりません。理事会でも定員減を円滑に進めることができるのか、現在の職員をどうするのかの問題については度々議論の俎上にあがりました。

## 合計の定員200名ゆえの苦心

200名を100名に減らす際には大変苦心しました。基本的に特別養護老人ホームの場合、年間25人程度は自然退所が想定されますが、それだけでは両施設合計でも1年間で約50名の減少しか見込めません。つまり、当法人の場合は、更に減らすためのアプローチが必要となり、他施設の一時的な利用や退所希望を募るなどの対応をしました。そのため、2020年4月の貸付決定から2022年12月の引っ越しまで、非常に時間がかかりました。

また、竣工後は160名定員の施設になりますが、引っ越し時の利用者93名から、即座に60名もの利用者に入居していただくのは至難の業になります。そのため、引っ越し後は促進施設の定員120名まで定員を増やす手続きを取り、現在は119名まで増やしました。定員が100名程度ならば無関係な問題だと思いますが、当法人にはそういう特殊な事情がありました。

## 促進施設利用において感じた課題

一番の問題は職員の雇用継続でした。介護保険制度の施行以降、準職員の割合が非常に高くなっており、職住接近を理由に応募される方が非常に多かったです。そのため、一時的に清瀬市の促進施設に移ると説明したところ、退職の意向を示された方もおりました。当法人としては、離職を少しでも減らすため、通勤について通常のようなルートをお示しすると同時に、送迎バスも用意しました。現在は午前2便、帰り1便、夕方2便の計5便を運行しています。そのことで一定数の職員は確保できましたが、辞めた職員の方もいらっしゃいました。なお、利用者や家族については、遠方へ移転することでの面会継続の観点や多床室からユニット型に移行することでの料金面から、多少は利用継続をされない方もいましたが、ほとんどの方がそのまま利用されています。

また、当法人が促進施設を利用する際には、促進施設の利用に係る公募と補助協議が別物となっており、先に促進施設の利用を決めないと建替えの補助協議に乗れないことが判明しました。両制度が連動していないことで、理事会でも大丈夫なのかと問われることが多かったです。大丈夫と断定できないので「最善の努力をします」との返答にとどまり、理事会では承認していただきましたが、万が一にも補助協議がうまくいかなかったらという不安はゼロではなかったです。

引っ越しの際の手続きの多さも感じました。開設同様に認可を受けなければならず、その手続きが大変だったほか、運営規程などの修正を求められたりしました。

## 促進施設利用があったからこそその建替え

元々が多床室施設であったため、ユニット型である促進施設に移動後は業務の仕方など慣れない部分での苦労もありました。反面、新しい施設がユニット型であるため、ユニット型の仕組みをつくり上げていかなければいけない観点からいえば、ユニット型の経験ができることは利点にもなっています。

いずれにしても、45年以上経過している施設の建替えに用いることのできる代替の敷地がなかったことを考えれば、この促進施設がなければ建替えできませんでした。その意味では非常にありがたいと思っています。



2025年の竣工予定図

# 地域と共に育む、保育所の新たなスタート

社会福祉法人 ベタニヤホーム

## 小岩地域と共に育つ保育所として

当法人は100年の歴史があり、日本福音ルーテル教会に任命された宣教師や牧師などの救済委員が関東大震災の罹災母子を対象に保護を開始したことが始まりとなります。当初はスペイン領事館の敷地内にバラックを建てて活動を始めました。その後、墨田区に母子ホーム（現在の母子生活支援施設ベタニヤホーム）を建設し、幼児教育の必要性も感じたことから、現在は母子生活支援施設のほか、認可保育所3園の計4事業所を運営しております。

今回取材いただく富士見保育園は、母子寮を卒業・退寮された後の母子支援や地域の幼児教育の充実を図るため、初代理事長エーネ・パウラス宣教師が幼稚園として建て、その後保育所となりました。2023年の卒園式で第70回を迎えており、親子3代で通っていただいているご家族もいらっしゃる小岩地域に根付いた保育所（定員103名）となっています。

## 中長期委員会や職員間での意見交換を経て

建替えは、2013年に法人で中長期プランを考えていく中長期委員会が設立され、建物の老朽化が挙げられたことが契機になります。当初は母子生活支援施設の建替えが話の中心でしたが、各施設を巡る中で、当時築40年ほどを迎えた富士見保育園も狙い上がりました。そのような経緯から、当時の園長が計画的に建替えのための積立てを始め、約10年程度の歳月を経て全面改築に至ることができました。

建替えの際には、職員が子ども本位でどのような保育園にしていきたいかを話し合い、それを設計に取り入れていただきました。話し合いが進む中で設計を変更することもあったため、区や理事会、評議員会で変更の経緯、理由等を都度説明、報告して理解を得ました。こうした多くの方々のご理解とご協力により、保育をする側の意見が反映された施設づくりができたのだと思います。



取材時の様子

## 施設の敷地内で建替えに取り組む

元々は現在の園庭に旧園舎が建っており、現在の園舎建造地に旧園庭がありました。つまり、園庭と園舎を入れ替えた形になります。当初は区にも改築で利用可能な土地がないか当たってもらいましたが、予算内で貸してもらえる土地が近くなかったことから、そのような改築方法の選択に至りました。起工から旧園舎を取り壊すまでの工期は令和4年11月から約1年半でしたが、新園舎完成後、旧園舎解体、新園庭整備を行う間も事業は続けました。計画当初は令和6年1月末で全ての工事が完了する予定でしたが、夏の猛暑に



富士見保育園 旧園舎

よる作業員の方々の健康への影響を勘案して進行スピードを落としたため、旧園舎の取り壊し及び新園庭の整備が完了したのは3月でした。

## 建替え費用をいかにして捻出したか

当初は建物・園庭も全て含めて6億3,700万円ぐらいの費用がかかる試算であったため、自己資金と補助金、借入を申請し費用を工面する予定でした。ですが、見込み入札額よりも7,000～8,000万円安く落札できたこと。また、物価高騰分を補填する補助金が工事期間の2ヶ年交付されたことも、借り入れせずに済んだ要因です。合計2億8,000万円の補助金が出たことで、自己負担が2億6,400万円となりました。(一部設計費用除く。補助対象外工事費用含む。)

借入金は、その自己負担分の内、1億900万円を福祉医療機構の借入として予定していました。しかし、借入予定金額1億900万円も富士見保育園以外の保育所2園(墨田区)から5,100万円ずつ拠出してもらうことで、賄えることが確認できたため、借入は取り下げました。

借入せずに建替え費用が捻出できた背景には、補助金や入札などの幸運が重なった部分も多分にあるものと思います。ただ同時に、法人の先人たちが園の先を見据え、計画的に蓄えてきてもらったおかげであると思っています。

## 建替えのための土地を確保するには

数年前に母子生活支援施設を建替えた際は、偶然にも区が貸せる土地を持っていました。そのため、そこに仮設の施設を建てて、同じ区内・学区で事業継続ができました。まだ土地利用の目的が明確ではないときに空いていれば融通してくれることもあるため、そういう意味では、特に都心部ではかなり早めに行政に相談して、代替地や施設などが空いたら貸してほしい旨を伝えることが大事かと思っています。

## 日頃の地域との関係性が寛容さに

工事は土日もあることがあり、近隣への音や響き、揺れ等、生活に負担をかけていたと思いますが、特に苦情はなかったです。そのような状況でも近隣の方々に対しても手紙や口頭で説明をしていたので、「いつも子どもたちの笑顔や遊んでいる声に元気ももらっています」等のありがたいお言葉を頂戴いたしました。保護者の方にも「どういう園舎になるか楽しみです」など期待する声を多くいただきました。



富士見保育園 旧園舎

また、この地域一帯は子どもが生活している施設に囲まれており、隣に公立小学校があるほか、目の前には教育プラザや育成室等があります。そういった地域特有の子どもを見守る姿勢が根付いているのだと改めて感じることができました。

## 新園舎を地域の子育て支援の拠点に

新園舎になるに当たっては、地域の保育園として何ができるのかも法人、職員で話し合いました。卒園児の中に、小学校で新たな悩みが出ている子や、支援が必要で学童に受け入れてもらえない子がいるという話を聞き、そのような子どもたちや保護者の支援をしていきたい、受け皿になりたいという思いで学童保育をやるという決断に至りました。そこで、学童保育室として使えるスペースや子育て支援ができるスペースも作りました。職員の意見が反映された新園舎で、今後も、地域の子育て世帯の支援を軸とし地域に必要とされる園でありたいと思います。

## 過去の被災経験を乗り越えて

今年は特定非常災害にも指定された令和6年1月1日の能登半島地震を皮切りに、秋田・山形豪雨や台風10号など次々に災害が発生しました。近年、このような災害は年に複数回の頻度で確認されており、都内においても首都直下型地震などでは甚大な被害が想定されています。

今号では、東日本大震災等の過去の被災経験から日頃の備えや教訓等について学ぶ事を目的に、社会福祉法人藤倉学園大島藤倉学園元施設長の岩下よし子氏、社会福祉法人やぎの菅井直也理事長、社会福祉法人赤井江の小助川進理事長にお話をお伺いしました。また、全社協職員経験などを経て被災現場で支援活動を展開しているオフィス園崎の園崎秀治代表にもお伺いしております。

### 想定外の台風に見舞われて

社会福祉法人藤倉学園 常務理事 須賀 悟  
大島藤倉学園 元施設長 岩下 よし子

#### 大正時代から大島の地で

当法人は中内春吉が自身の財を投げ打って1919年に障害児の入所施設として大島に設立され、百余年の歴史があります。設立当初は財団法人でしたが、1952年に社会福祉法人格を取得しています。戦後、社会福祉ニーズの高まりに伴い、当時の東京府知事から新規施設設立の要請があり、八王子市に多摩藤倉学園を建設しました（同時に大島の施設は「大島藤倉学園」と改称）。そこから現在に至るまで、2拠点を中心に運営しています。なお、1984年には大島藤倉学園の利用者が全員成人したことから、障害児施設から障害者施設に転換しております。大島藤倉学園は大島の広大な土地を活かした、広い敷地と建物の多さが特徴となっています。

#### 台風26号が大島を襲来

2013年に大島を襲った台風26号の当日は、朝から停電が発生しました。午前5時頃に出勤しましたが、幸いにも大島藤倉学園の建物は被害に見舞われませんでした。停電のため予定通りの食事提供はできないだろうと思っておりましたが、厨房職員が「停電時の訓練をしたばかりなのでやってみます」と発電機を持ち出し、予定通りの朝食を提供したのです。

当時はすべての幹線道路が通行止めになっていたため、被害が大きかった南部地域から出勤している職員からは次々に出勤できない旨の連絡がありました。職員の確保および安全確認の意味もあり職員に電話で連絡した上で、徒歩圏内の職員だけを招集して今後の対応を検討しました。余談ですが、携帯電話をひっきりなしに使用したため、乾電池式の充電器が非常に役立ちました。この台風では職員も2世帯が被害に遭い、1世帯は家屋が流され、もう1世帯は職員が危うく土砂災害で命を落としかねない状況でした。

被災地は元町地区でしたが、道1本で無傷の場所と被害の激しい状況が明確に分かれており、驚いて力が抜けたことが思い出されます。



左：元施設長 岩下 よし子 氏  
右：常務理事 須賀 悟 氏

## 自衛隊や学生団体などの外部支援

被災後、程なくして自衛隊が入島し、大島藤倉学園は自衛隊の受入れ先として複数ある建物の1つを提供しました。当時の利用者が自衛隊員と話したり自衛隊車両を見たりすることができてすごく喜んでいたので印象的でした。自衛隊受入れに係る調整で苦勞を感じる場面は特にありませんでした。

また、S.C.F（学生キリスト教友愛会）のメンバーやその友人等もボランティアとして大島に来てくださいました。平時から年2回ほど利用者と遊んだり、ペンキ塗りなどの補修をしてくださっている団体で、数十年にわたり交流を続けています。通常であれば大島社協がボランティアの受入れをしますが、社協では宿泊場所の用意が難しかったため、当学園が受け入れました。その団体は平時から当学園を訪れていたため、お風呂や台所の使い方も分かっており、受入れに伴う余計な苦勞を感じることは全くありませんでした。日頃からその団体と関係性を構築していたことが功を奏したのだと思います。

## 想定していた災害とのギャップ

大島は中心部に三原山があり、1986年には噴火で全島民が離島した過去があります。具体的な被害はありませんでしたが、避難後は多摩藤倉学園で1ヶ月程度生活しました。離島の際、どこに行くかわからない不安感から利用者がパニックになるようなこともありました。建物の損壊等はなかったものの、職員や利用者の生活環境が大きく変わる災害でした。

そのような過去もあるため、噴火対策ばかりに注意を払い、台風による土砂災害は全く想定していませんでした。避難訓練やBCPも地震と火山を想定した内容で、備品や食料もあまり多く備蓄していませんでした。

## 台風に見舞われてから

台風は待たなしに来るので、日頃から備えておくことが必要だと思います。台風による被害を経て、一番考えるようになったのは備蓄品の量や備蓄場所です。大島藤倉学園では被災後、敷地内に大型の備蓄倉庫を設置しました。台風26号のときには、高齢者や乳児がいて避難所に行くのがためられる方を受け入れたので、地域の方の分も含めて、十分な備蓄をしておくことはとても大事だと感じました。

また、建物の立地の重要性についても再認識しました。台風26号では、火山灰が堆積していた場所などが土砂崩れで被害を受けました。防災の観点から考えると、建物自体の頑強もさることながら、どのような地形に建物があるかの方が重要だろうと考えています。

その他、断水を考慮して風呂水を捨てないようにもなりました。多摩藤倉学園には現在もポンプ式の井戸があり、災害時の断水にも対応できるような備えをしています。

災害時は、職員も被災するので人手の確保も課題になります。台風26号のときは、職員の安否確認の意味も含めた出勤の可否の確認を一番に行いましたが、正確な情報を得るまでには時間がかかりました。多摩藤倉学園では、遠くから通勤してくる職員もいるので、より人手の確保は難しいと思います。八王子市には多くの施設があり、応援協定も結んでいますが、市の職員も自施設も被災する中で、近隣施設まで助けられるかどうかはわかりません。離れた地域の施設同士の派遣ならできるかもしれないので、そのようなことを考えておく必要があるかもしれません。



現在の大島藤倉学園の様子

# 障害者施設の豪雨被災体験で気づいたこと ～福祉施設の災害対応はどうあるべきか～

社会福祉法人やぎ 理事長 菅井 直也

## 広島の土地にて

当法人の八木園は、1985年から知的障害者共同作業所として広島市で事業を開始しました。2005年の法制変更により就労継続支援B型事業所の指定を受け、同年に社会福祉法人格を取得しました。現在は知的障害者を対象とした事業所を2ヶ所運営しております。

## 豪雨の発生

2014年8月20日の午前3時頃に豪雨が発生しました。道路を挟んで向かい側に神社があることから、歴史的に見ると崩壊が無い地形だったと推察されますが、豪雨により山の斜面や施設に面した県道が崩れ、施設の窓の高さまで砂利が雪崩れ込んでいました。夜間の被災であったため、僥倖にして就労継続支援B型事業所の利用者に被害はありませんでしたが、時間が12時間前後にずれていたら、流れ込んだ土砂により利用者・職員全員が亡くなっていたことでしょう。



発災前の施設

4棟の施設の内、1棟は流失して影も形も残らない状態、残りの3棟も屋根のみが残存した状態で、内部資産はすべて河原へ流出しました。送迎車両も5台の内、職員が乗って帰っていた2台を除く3台が全て埋没して全壊しました。前年度末決算比で考えると、2186万円ほどの損失であり、被害総額は約3000万円超と試算されます。

## 発災から事業所の再開まで

発災当日の20日は臨時休業にして、施設長は利用者および職員に自宅待機を連絡し、理事長である私は近隣施設および所轄庁へ連絡しました。翌日21日は公民館に全職員を集めて職員会議をした後、受注先業者へ納品が遅れる旨の連絡をしました。22日には公民館で保護者説明会をしました。それ以降も自宅待機者には一日おきに連絡や訪問をしていましたが、その頃に近隣の施設2か所（社会福祉法人、NPO法人）から場所や送迎車の提供に関する申し出がありました。



発災直後の施設

当該申し出により、2ヶ所の施設に職員や利用者をどのように割り振るか、送迎体制をどうするかなど大急ぎで検討しました。30日には跡地整理で約100名のボランティアが参集して、瓦礫だらけの中で流された書類や使いそうな什器をかき集めてくれたことが思い出されます。その整理の状況をマスコミが報道したことで支援の輪が全国にまで波及しました。このような経過を経て、9月8日には2施設に分散して事業を再開しましたが、借用した施設のトイレが身体障害を有する一部利用者に合っていない等の問題も残りました。その後、知己の広島県職員が関係部署に働きかけた上で情

報を提供してくれたことで、独身寮だった建物を借用することができました。この建物は5年間空き家だったため、11月1日は清掃に費やしましたが、その際もボランティアが協力してくれました。その後、建物の補修工事をして、11月4日には現在地に移転し、分散していた拠点を統合できました。

## 利用者や家族をいかにして守るか

発災後、避難や移転により利用者は慣れない環境で過ごすことになります。それでも、職員や仲間など普段から見知った顔があると安心するので、自宅待機を余儀なくされた場合でも、できるだけ早く日中の居場所を確保することが大切だろうと思います。

これは利用者のみならず、家族負担を軽減する観点からも重要です。豪雨発生時も、事業所が休止することで、利用者の家族は自宅でのケアについて不安を抱えていました。「いつまで仕事を休んで子どもの世話をしなければならぬのか」と悩む家族や、停電の発生理由を自宅待機中の利用者が理解できず「早く電気を点けて」と言われて悩む家族もいました。

まだ障害者が一般避難所を利用することは難しいのが現状です。そのような中で、福祉施設は避難所や一時預かり場所となることが求められるでしょう。施設は職員の安全を確保しつつも利用者や周辺住民が避難できる場所でないといけないと思います。

## 万が一被災した時のために

私は被災することを前提としたシミュレーションが大事だと思います。発電機も実際に動かしてみないといけないでしょう。また、出勤できない職員の業務を誰と誰が分担して担うのか等、各職員が出勤できない場合のBCPを策定して実践することも必要かと思います。消防法上の避難訓練のみならず、行政や他施設との連携による訓練の際に、実際に電話で行政職員と施設職員が交信して相手の声を知っておくことも、関係性構築の観点からは大事だと思います。

## 短期間での移転・再開の背景には

移転先情報を含めて様々な情報を提供してもらえた背景には、日頃の何気ないお付き合いがあります。地域の事業者の特性等をよく知っている業者との世間話を通じた情報提供も大いに役立ちました。例えば、文具屋との付き合いから「この人がこういう工事ができるよ」と教えてもらったこともあります。これが結果的に短期間での移転・再開の鍵だったように思います。



移転・再開直後の施設（現在地）

報道を見て支援に駆けつけてくれた方々との関係も、被災前に研究会・学会などを通じてできたつながりが生きた場合も少なくありませんでした。また、民生委員児童委員協議会とも発災前から関係ができていました。以前から一緒に買い物に行く行事などを通じて関係を構築していたことから、発災直後も民生委員に動物園に行く際の同行をお願いしたりしました。

2014年の豪雨は局所的な災害で、近隣では当法人だけが被災した施設でしたが、能登半島での水害など広範囲にわたって浸水する事例を考えると、近場のみならず遠方との関係を作っていくことが必要となるでしょう。そこでは都道府県社協や全社協がコーディネートの役割を担えるのではないかと考えています。

# 東日本大震災における「奇跡の脱出」を経て

社会福祉法人ライフケア赤井江 理事長 小助川 進

## 岩沼市で老人福祉施設を牽引する法人として

当法人は拠点付近の赤井江遊水池を名称の由来としており、1980年10月に認可を受けました。翌年の1981年5月に法人初の特別養護老人ホーム赤井江マリンホーム（特別養護老人ホーム50床、ショートステイ4床）を開設した後、デイサービスセンター2事業所、在宅介護支援センター、訪問介護事業、認知症対応型グループホーム2事業所、小規模多機能型居宅介護、地域包括支援センターを次々に開設しました。宮城県岩沼市においては全ての老人福祉施設が第1号となっています。2011年3月に沿岸部の7事業が被災しましたが、2014年1月（2年10ヶ月後）に沿岸部から約3キロの場所に再建を果たし、現在は特別養護老人ホーム2事業（地域密着型含む）、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型グループホームの7事業を運営しております。

## 不安を胸に抱えて

2011年3月11日は非常に寒い日でした。当時、私は仙台市内で行なわれていた東北ブロック大会開催に向けて相談員と2人で会議に参加しておりました。その最中の午後2時46分、立って居られないような長周期大地震（マグニチュード9／最大震度6強）が発生いたしました。沿岸部にある当法人施設周辺の津波の高さは10.5メートルでした。会議は仙台駅近くのビル7階で開催されていたので揺れも大きかったです。建物の外に飛び出すと、電柱と電柱の間の電線がブランコを目いっぱい漕いだように大きく揺れていました。既に携帯電話を使える状況ではなかったため、施設職員にショートメールを送りましたが、返事はありませんでした。職員や利用者の安否が心配になり、自動車での帰所を検討しましたが、停電のために駐車場から自動車が出せない状況でした。復旧まで約10日を要する見込みとのことでしたので、電話番号だけお伝えして、一遍も歩いたことがない仙台空港近くの岩沼市（電車で約18キロ）まで、自分の足で歩くことにしました。その日は降雪もありましたが、比較的軽装だったため、寒さに耐えながらの約4時間の道のりでした。途中でコンビニもありましたが、停電の影響でレジが使えず、長蛇の列でしたので、道中で食料や飲料水など入手することも考えず、ひたすらに施設へ戻ることを考えました。夜9時ぐらいにメールが届きましたが、届いたメールも「利用者の方を仙台空港に移送中」という内容で、「助かった」という言葉は一言もありませんでした。その後も不安が募りましたが、別の職員から携帯に電話があり、「無事、仙台空港に避難できた」と連絡を受けました。それを聞いて本当に安心した思いでしたし、今でも思い出すと同じ気持ちです。私たちが法人本部に立ち寄ったのは夜10時近くでした。



『奇跡の脱出—3.11のマリンホーム—』では、当時の状況が克明に記されています。

## 発災当日の施設における職員の対応

発災当日、職員はまずボイラー等の火器の元栓を締める作業に着手しました。また、利用者全員に玄関ホールに集まるよう、利用者に声がけをして集めたそうです。その次に考えたことが情報の収集です。まず、情報を得るために玄関先に公用車を何台か回し、カーラジオで情報を収集したそうです。当初ラジオから流れてきた情報では津波の高さが6メートルだったため、海岸線の6.5メートルの堤防で防げると考えたようです。しかし、地域包括支援センターの職員から、他のラジオによると津波が10メートルの高さだと連絡があったことから避難する判断となり、残された時間でどこに逃げるかの問題になりました。当時、当法人は全て平屋建てでしたし、周辺にも10.5メートルを超える高さの建物はありませんので、逃げる場所は必然的に仙台空港となりました。猶予が1時間もなかったため、デイサービス用の送迎車やリフトバス等でのピストン輸送を考慮して仙台空港に向かったそうです。仙台空港に行くためには貞山運河を渡らないといけませんが、当時、仙台空港に一番近い橋は50センチほど落下していました。第1便の職員が機転を利かせたのは、車が通れる状況ではないその橋の情報を住民から取得した後、2便・3便の車を待って、相野釜橋しか通れないと伝えたことです。

第1便の職員は仙台空港に着くなり、「これから老人ホーム関係の高齢者等がたくさん避難して来ますので、できればお手伝いしていただきたい」とみなさんをお願いしたそうです。停電によりエレベーターもエスカレーターも停止していましたが、多くの人が駆けつけてきて4～5人で車いすを1台ずつ2階の飛行場待合室まで届けてくれました。ただ、2階も津波によりガラスが破れる等、危険性が高まったことから、今度は3階に避難しました。3階に絨毯敷きの会議室があったため、夜間はそこで休息させてもらうことができたようです。仙台空港とは一度も避難訓練をしていませんでしたが、本当に驚くほどスムーズだったと報告を受けております。

なお、発災時に施設長の私が不在だったこともあり、当時の陣頭指揮は当時の事務長が担いました。個人的には寂しい思いもありますが、私のことは一切考えなかったそうです。私が常々「事故や災害含めて、何か起きたら現場にいる職員たちで結論を出す」と伝えていたことが、今回は功を奏した形となります。

## チリ地震の教訓から学ぶ

東日本大震災では、当法人の職員・利用者含めた140名全員が助かりました。その理由の1つに、東日本大震災の1年前に発生したチリ地震があります。チリ地震による避難指示が岩沼市から出たのは日曜日でしたが、チリ地震ということで、時間的な余裕もあり、一時間半かけて避難しました。後日、反省会を行い、不足する物や今後のために備えるべき物など、各部署から色々書き出してもらい、ひとまとめにしました。

また、当法人のマニュアルではグループホームに避難することになっていましたが、名取市と岩沼市の住民が仙台空港に避難した情報を掴み、自分たちも発災時には仙台空港に避難できる可能性があるという頭の片隅に残りました。それが約1年前だったということもあり、東日本大震災での行動に活かされたと考えています。



ライフケア赤井江理事長 小助川 進 氏

## 将来への不安を抱えて

職員の中にはお子さんを津波で亡くして仕事どころではないと辞められた方もいます。特別養護老人ホームの運営は、津波で流されてしまった建設中のグループホーム（被災前は2011年4月開設予定だった）やデイサービスセンターの職員に助けられました。再建前の2年10ヶ月はグループホームに避難しましたが、そこでは20名の利用者が亡くなったことで介護報酬も激減しました。隣町の理事長から施設の一角を貸していただける旨の連絡もあり、一時的に十数名が移ったこともありましたが、自分の居場所ではないことでの辛さを訴える職員もおり、結局はグループホームに戻りました。当時は仮設特養も認められませんでしたし、居場所の確保ができなかった期間、利用者と介護職員は相当苦しい思いをしてきただろうと思います。

そのような状況下でしたが、当時の理事長が「借金してでも必ず再建する」と約束して、職員に対して早めに計画を提示することができたので、職員には「頑張ってくれば、新しい施設でまた仕事ができますよ」と呼びかけをしながら頑張ってもらえました。被災により個人の生活も大変な中で、仕事の先行きが見えない状況で仕事を続けてもらう厳しさも感じました。

## 東日本大震災での教訓を活かして

東日本大震災の時の反省から、再建時には消防署とも相談の上、大きな移動の伴う避難をしなくていいような施設づくりを目指し、現在は一部が4階建てとなった建物です。また、通所施設であるデイサービスセンターを除き、入居施設はすべて2階以上となっています。

加えて、停電や断水、ガスの供給停止などの反省もあり、自家発電を整備して、井戸を掘りました。

近隣に井戸を所有している店舗があり、震災当時はその井戸水が地域のために役立ったそうですから、地域住民のためになればと思っています。食料についても、実際に経験して最低でも3日間耐えられるか検証しています。福祉避難所にも指定されていますので、災害時には地域の人にも開放できるような準備もできています。

また、震災時は事務長が陣頭指揮を執ってくれたことで事なきを得ましたが、普段からリーダーや初期消火班、避難誘導班などの各役割は明確にしておくべきだろうと思います。変則勤務であるため、当法人では図上訓練を一週間かけて実施しており、全職員がイメージできるように工夫しています。

また、津波では、施設に職員を戻らせないことも大事です。発災当日、職員2名が毛布等の身体を温める物を用意するため、一旦施設に戻りましたが、津波が到達したのは職員2名が仙台空港に戻ってから1分後のことだったそうです。発災後、当時の事務長は「戻ることを許可した私の責任だ。今後は戻ることを認めることは絶対にしない」と強く誓っておりました。

震災前から、地域と連携した避難訓練は実施していました。必ず事前に地域と懇談会を設けて、訓練の方向性を共有し、例えば施設から車椅子の方をバトンタッチするなど、地域の方の役割も確認してきました。震災前に施設があった地域では、火災を想定した訓練は結構うまくいっていましたが、過去に津波による大きな被害を受けたことがなかったため、東日本大震災のときには、消防団の人に逃げるよう促されても逃げなかった方が結構いたそうです。想定しにくい難しさがあるかもしれませんが、今後は地域と連携して災害ごとの訓練を行い、実際に行動し、意識づけをしていく必要があると思っています。



現在の特別養護老人ホーム赤井江マリンホーム

# 災害時における個人情報の取扱いと「受援力」

オフィス園崎 代表 園崎 秀治

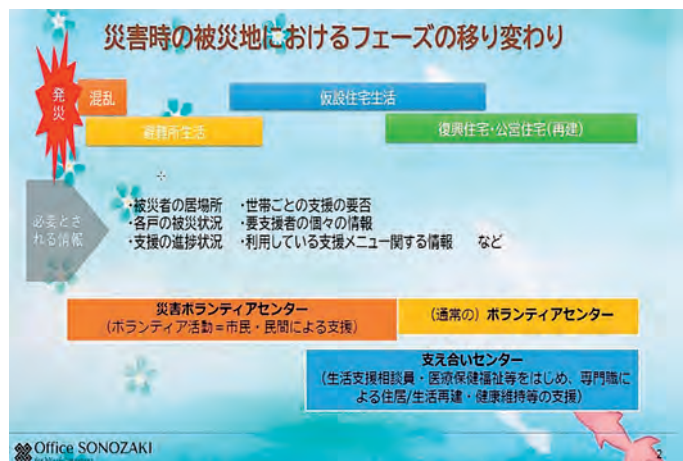
## 災害時の個人情報に関わる法律上の取扱いや活動指針

災害対策基本法第49条の11第2項では、避難行動要支援者名簿の取扱いについて、民生委員や市町村社協職員、自主防災組織の関係者等を「避難支援等関係者」と呼び、名簿を共有・提供することになっています。ただ、平常時の備えを想定している同条第2項では、本人に対して同意を得る必要があるということが書かれており、平常時は本人同意が得られない場合は名簿を共有・提供ができないこととなっております。

一方で、災害が発生した場合あるいは発生する恐れがある場合を想定する同条3項では、避難行動要支援者の生命や身体の保護の観点から、必要がある場合には本人の同意を得ることなく名簿を提供できる旨が謳われています。

## 災害時の支援における個人情報の重要性

災害直後の避難所生活期において、災害ボランティアセンターやDWATがほぼ同時期に動き出します。ささえあいセンターは、行政が設置して社会福祉協議会に委託しているケースが多く、生活支援相談員を置いて、長期間にわたり被災者の見守り等の個別支援が行われます。個別支援にあたっては、被災者の居所や被災状況など様々な個別の情報が必要となります。個別支援に関する情報は、支援の進捗状況確認の観点からも必要となります。



もう少し後になると仮設住宅生活期が到来し、自立できる世帯もあれば、支援がないと自立が難しい世帯もあり、世帯によって支援の必要性に差が出てくるため、被災者に関するより細部に亘る個人情報が必要になってきます。具体的には、被災者がどのような支援策を必要とするのか、それが今活用されているかなど、その世帯が抱えている課題に深く踏み込んだセンシティブな個人情報といえるような情報が支援をするためには必要となるわけです。

当然、この「支援」は誰か一人がやるわけではなく、様々な立場や専門性をもつ支援者が関わらないと成り立ちません。例えば、仮設住宅生活期であれば、お金の問題なのか、仕事の問題なのか、学校に通う問題なのか、あるいは住まいの建て直しに関する問題なのか、病気の問題のかなど、課題が多岐にわたります。それらの課題に対しては、専門性のある支援者が解決に関わらなければならない、多くの支援者間で個人情報を共有することが求められます。DWATや介護職員派遣で現地の支援に入られた方々も、要援護者に当たる被災者を福祉避難所に誘導する等、現場で様々な支援を行う上では個人情報を知らないと対応を適切にできませんので、当然に情報共有されるべき相手となります。

## 災害時の個人情報の取扱いに関する現状や課題

行政職員の方々は、災害対策基本法第49条の11第2項については個人情報保護法の関係もあって普段からよくご存じだと思いますが、第3項については同法に精通していない限りは知らないと思います。災害は一生に一度来るか来ないかの頻度です。また、平常時の行政は個人情報保護法下で個人情報を守るベクトルに力が働いています。そのような背景から、発災時も平常時と同様、「名簿の共有について本人の同意を得ていないので名簿を渡せない」という対応になりがちです。普段から情報を外に出してはいけない観念が強すぎて、甚大な被害が目の前で発生しても切り替えられず、平常時のことを引きずるわけです。これが災害時にいろいろな人たちが関わって支援する際のネックになっている現状があります。実際にささえあいセンターでも、行政から委託先である社協に名簿の提供がないことから、何の手がかりもない状態で全戸訪問を始めなければならないようなことも起きています。東日本大震災の石巻市もそうでしたが、何万人という被災者をゼロの状態から確認するのは、時間と労力ばかりがかかり、対応のスピードが求められる災害時には非常に不適切な対応であり非効率的です。

また、名簿の共有範囲にも課題を抱えています。前述の通り、2013年の災害対策基本法改正では避難行動要支援者名簿の作成が明文化され、名簿そのものは全市町村で作成されましたが、提供先は民生委員の割合が最も高く（95.2%）、それ以降は順に消防（83.6%）、警察（79.6%）、自主防災組織（79.6%）、社協（79.0%）と続きますが、提供範囲は限定的です（令和6年4月1日時点）。ボランティアへの個人情報提供は難しいとしても、DWAT派遣や介護職員等派遣は国からの要請に基づく公の枠組みであり、公として要請しておきながら情報共有がされず支援が円滑に進まないのであれば本末転倒です。今回の能登半島地震でも、派遣されたDWATチーム員から「現場が個人情報を出したからなくて、自分たちでアセスメントをゼロからしなければならなかった」などの話も聞こえてきます。「何のために名簿を作ったのか？」という目的に立ち返ることが必要だと思います。

ただ、行政職員も個人情報を出していいというお墨付きがないために躊躇しているのだとすれば、都道府県や国が「市町村は支援者に対して必要な情報を積極的に開示してください」と後押しすることも必要でしょう。

他方で、外部から入った支援者側も、知らない土地の住民に関する個人情報を渡された時にどのように扱えばよいか躊躇することが予想されます。仮に現地で管理していた情報を支援者の地元を持ち帰ってしまったら、現地の情報を外部に持ち出すことになるため、支援者側も情報管理に関しては共通のルールを策定し、運用した方が安心できるでしょう。DWATで言えばチーム内での個人情報の引き継ぎ方を定めるとか、あるいは支援から外れた方は直接アクセスできない仕組みを設ける等の工夫を講じてもいいかもしれません。具体的な取扱方法については、各都道府県で考えるのではなく、全国で統一のルールがあると良いと思っています。

## 「受援力」を高める

災害の分野で重要視されている言葉に「受援力」があり、被災者側が支援を受ける力のことを指します。災害時は普段の生活が破壊されて県内が混乱するので、自分たちのリソースで対応できる範囲を超えます。そのような状況下で支援を行うためには、被災した現場での業務に従事する人材に止まらず、コーディネーションも含めて、全国から支援者を入れないととても回せません。しかし、平常時に支援を受けていない人たちは災害が起こっても急に切り替えられず、何でも自分たちで抱えてやろうとするわけです。当然やらなければならない仕事量が膨大なので回せなくなり、どんどん復興が遅れることになります。そうすると、支援から取り残される被災者が

増え、最悪の場合災害関連死の増加につながります。災害関連死を減らすためにも、災害時に受援力は大事であることを、平常時から知っておくことが大事です。今回の能登半島地震では、半島という地理的なことだけでなく、広域（県域）で支援のコーディネートを担う部分に外からの支援が入りにくかったことが、復興をかなり遅らせた要因の1つだと考えられます。

また、今までの経験を活かす観点からも受援力は必要となります。多くの場合、自治体職員を含め、大きな被災経験は一生に一度もないと思います。被災時は被災者支援経験がゼロに近い状態から災害に向き合うことになるため、過去の被災経験あるいは支援経験を伝えることができるアドバイザーがいないと、とてもではありませんが乗り切るのは難しいでしょう。私もその役割を担う仕事を長い間してきましたが、様々な被災地を見てきているからこそ、次の被災地に行った時に今までの経験や知恵を提供できるわけです。しかし、外部支援者が入れる体制がないと、蓄積された知恵を伝えられないがためにゼロから考えることになり、無駄足を踏むことになります。例えば、過去の経験を活かして仮設住宅を作る際に孤立防止の観点から集会所を作ることが欠かせませんが、今回の能登半島地震では早くから外部の経験者の助言を受け入れていたら、集会所のない仮設団地ができるようなことはなかったと思います。蓄積された知恵を初めて被災する被災地側の人々にしっかりと伝えていくことの必要性も今回は実感しました。

## 分野横断的な情報共有の仕組みづくりが求められる

個人情報のお話も同様で、被災者支援の体制を構築する際に、DWATチーム員や保健師など様々な支援者が支援する過程でそれぞれが個人情報を持っているのであれば、ささえあいセンターでそれらを集約して個別支援をしようとする方々につないでいく必要があると思います。今までは保健分野、医療分野、福祉分野が各々で動いており、分野を跨ぐ情報共有はうまくいっていませんでしたが、「保健医療調整本部」から「保険医療福祉調整本部」へと変化したように、国の方針として分野横断的に情報共有することになっています。あとは、現場の当事者がしっかりとそれを意識できるかが問われていると思います。

## 平常時から社会福祉法人が意識できること

私がかかわっている東京DWATも組成されたばかりで、登録研修後の能登半島地震派遣が初めての派遣でした。金沢市内の1.5次避難所に派遣された方もいれば、奥能登に派遣された方もいるでしょうし、被災した介護施設の支援をされた方もいるかと思います。各々が目の当たりにした風景は断片的だと思いますが、それぞれの経験を持ち寄って福祉関係者みんなで振り返る研修などの場を通じて、修正・進化させていくことがいいのではないかと思います。先ほど述べたように、派遣された方同士で個人情報の取扱いルールを考えてみるなど、課題意識を持って多様な分野の方たちで話し合うことを少しずつでも平常時にやっておくことで、災害時の関係性も一歩ずつ前進するのではないのでしょうか。集合型の研修会は時間と現場を空けることになるため、Zoom等を活用しても良いかもしれません。その積み重ねなのかなという気がします。

また、今回の能登半島地震を機に、次の災害に向けてより柔軟な個人情報の取扱いを求める声を現場から上げて良いかと思います。現場で不具合が起きている時には文書を後から発出してくれることもあるので、今回の災害を通して様々な方から声が上がれば、次の災害に向けてより柔軟な個人情報取扱いに関する文書が出る可能性はあると思います。

最後に、DWATチーム員や介護施設の応援に行く方も同じ人に偏る傾向が見えますが、施設等では厳しい人員体制の中、一週間近くも現場を空けて、被災地支援に人を割く余力がない状況だと思われます。施設の人員体制が整っていないと被災地に支援者を出すことができないということを理解してもらうよう、国に働きかけることも必要かと思います。

東京都社会福祉協議会  
会員法人・施設向け

## 団体保険のご案内

### 東京都社会福祉協議会の団体保険制度のメリット

#### ◆団体保険だからこそその割安な保険料

東京都社会福祉協議会がご提供することで、スケールメリットを活かした独自の割安な保険料で提供いたします。

#### ◆まとめて補償に加入できて安心

補償を制度ごとでまとめてご提供しているため、保険の管理がしやすく、安心してご加入いただけます。

#### ◆専門性の高い事故対応力

長年にわたり培ってきたノウハウを活かし、全力で東京都福祉企画がサポートいたします。

#### ◆社会福祉事業のさらなる発展に貢献しています

収益金の一部が東京都共同募金会に寄付され、都内社会福祉施設・団体等の振興や災害ボランティア活動に活かされます。



# 法人団体保険のご案内

法人単位での  
ご加入

## サイバープロテクター（個人情報漏えい保険）

個人情報を漏えいした場合の損害賠償責任や各種負担を補償する保険です。

## 役員賠償責任保険

役員を対象に、業務遂行に関する損害賠償リスクを補償する制度です。

## 常勤役員・非常勤役員災害補償保険

法人運営活動従事中・往復途上などに偶然な事故でケガをした際の傷害リスクを補償する制度です。（業務中の扱いとなる通勤途上のケガも補償対象）

## 労災上乗せ保険

従業員等が政府労災保険等で給付の対象となる身体の障害を被った場合に、政府労災保険等の上乗せ補償として負担する金額を補償します。

## 雇用トラブル対応保険

パワハラ、セクハラ、マタハラ、不当解雇といった労務トラブルで、従業員から法人やその役員・管理職等が労務管理責任を問われた場合の賠償リスクを補償する制度です。

施設・事業所単位  
でのご加入

## 在宅福祉サービス総合保険

在宅福祉サービスを提供する事業者が業務の遂行に起因して被った法律上の賠償責任を補償する制度です。

## 介護事業者・社会福祉施設損害保険

業務に起因して被った賠償責任リスクを補償する制度です。利用者等からの迷惑行為に対する法律相談費用や弁護士費用も補償。

## 児童の個人賠償に関わる賠償責任保険

介護事業者・社会福祉施設損害保険（児童福祉関係施設版）ご加入者向けのオプション保険です。児童福祉関係施設の児童（小学5年生以上）が日常生活において他人に怪我させたり他人のものを壊したりした際の法律上の損害賠償責任を補償します

## (有) 東京福祉企画とは

「有限会社 東京福祉企画」は、各種損害保険、とりわけ社会福祉事業やボランティア活動のバックアップを目的とした保険を主に取り扱う福祉専門の保険代理店です。また、収益金から社会福祉法人東京都共同募金会に毎年寄付しています。

### 加入手続きや補償内容に関する お問い合わせ先

- ◆代理店・扱者 有限会社 東京福祉企画  
〒162-0825 東京都新宿区神楽坂1-2  
研究社英語センタービル3階  
TEL：03(3268)0910  
FAX：03(3268)8832  
ホームページアドレス  
<http://www.tokyo-fk.com>

### 加入手続きに関するお問い合わせ先

- ◆団体契約者 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会  
(団体窓口) 福祉部 経営支援担当  
〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1  
TEL：03(3268)7232  
FAX：03(3268)2148

### 補償内容など保険の内容に関するお問い合わせ先

- ◆引受保険会社
  - 三井住友海上火災保険株式会社 公務第一部 公務室  
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1  
TEL：0570(000)896  
FAX：03(3259)7581
  - 東京海上日動火災保険株式会社 公務第一部 東京公務課  
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4  
(ラ・メール三番町10F)  
TEL：03(3515)4126  
FAX：03(3515)4127

B23-101166 承認年月：2024年3月  
23TC-008306 最長使用期限：2025年03月01日

## ● 全国社会福祉法人経営者協議会(全国経営協)への加入のご案内

全国経営協では、社会福祉法人の経営力向上を目的に、法人経営に資する事業を行い、会員の法人経営を支援しています。また、「自主性・自律性をもった法人経営の実現」に向けて、厚生労働省をはじめとする関係機関へ意見表明を行い、法人経営の実態に即した社会福祉制度の実現への取組みを展開しています。

全国経営協の会員になると・・・ (全国経営協ホームページ <http://www.keieikyo.gr.jp/>より)

- 経営協の活動成果をさまざまな資料としてお届けします
- 毎月、会報『経営協』をお届けします
- 制度の動向に関する最新情報、関連資料をお届けします
- 各種研修会に参加できます
- 会員法人MYページがご利用になれます

<案内>



<入会申込>



※全国経営協年会費は各都道府県が取りまとめており、東京都経営協では全国経営協年会費から一定額を割引いて請求しています。令和6年度の割引額は17,000円です。

## ● 東京都経営青年会への加入のご案内

東京都経営青年会とは、「東京都社会福祉協議会 社会福祉法人経営者協議会」の内部組織であり、かつ「全国社会福祉法人経営青年会」の東京都組織です。会員は、東京都内において社会福祉事業に従事する満50歳未満の役職員で構成され、青年経営者等の資質向上のため、社会福祉事業の経営に関する研修等を行うことを目的としています。

東京都経営青年会では以下のことを行っています。

- 会員の資質の向上のための研修
- 会員相互の情報交換、研鑽、交流
- 社会福祉法人経営者協議会事業への協力
- 全国社会福祉法人経営青年会事業への協力 等

<HP (年会費含む)>



<入会申込>



### 全国経営協・東京都経営青年会への入会について

東京都社会福祉協議会 福祉部 経営支援担当

電話 03-3268-7192 FAX 03-3268-0635 E-mail [keiei@tcsw.tvac.or.jp](mailto:keiei@tcsw.tvac.or.jp)

### 編集後記

新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

令和6年1月1日に発生しました能登半島地震から1年が経過しました。また阪神・淡路大震災発生から30年が経ちました。あらためて哀悼の意を表するとともに、被災されたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

今号は杉木康浩副会長にご挨拶いただき、部会紹介を障害児福祉部会にお願いいたしました。また2つの特集を組み、一つは施設の建替えというテーマで、物価高騰や建設費高騰が続く中、清瀬促進施設を活用した事例と自法人内で建て替えを進められた事例をお聞きすることができました。もう一つの特集は災害に対する対応というテーマで、東日本大震災等の過去の被災経験から日頃の備えや教訓等について学ぶこと、また被災現場での具体的な支援活動の展開についてお聞きすることができました。

大変お忙しい中を直接お伺いさせていただいたことやリモートでの取材にご対応いただいたことにあらためて感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

## 福祉法人経営 第45号

発行 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 社会福祉法人経営者協議会  
〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1 TEL 03-3268-7192

発行人 社会福祉法人経営者協議会 会長 齋藤 弘美

編集人 社会福祉法人経営者協議会 広報委員長 竹川 和宏

発行日 令和7年2月21日